

大阪府と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（大阪支店扱い：以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで大阪府内の地域活性化を推進するために、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に緊密な連携を図り、協働による活動を推進することにより、地域の一層の活性化及び府民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- 一 健康に関すること
- 二 教育に関すること
- 三 防災・災害対策に関すること
- 四 福祉に関すること
- 五 府政のPRに関すること
- 六 環境に関すること
- 七 その他本協定の目的に沿うこと

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条に規定する取組みの検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（解約）

第6条 甲又は乙は、前条の有効期間にかかわらず、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年5月12日

甲：大阪府

代表者 大阪府知事

乙：大阪府大阪市北区中之島6丁目2番地40号
中之島インテンスビル14階

大塚製薬株式会社大阪支店

支店長

変更協定書

大阪府（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（関西第一支店扱い：以下「乙」という。）は、平成 28 年 5 月 12 日付で締結した「大阪府と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書」（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

（変更内容）

第 1 条 原協定第 2 条第 1 項各号を次のとおり改める。

- （1） 健康に関すること
- （2） 子ども・教育に関すること
- （3） 福祉に関すること
- （4） 環境に関すること
- （5） 地域活性化・まちづくりに関すること
- （6） 安全・安心に関すること
- （7） その他本協定の目的に沿うこと

第 2 条 原協定第 2 条に次の 1 項を追加する。

- 3 甲及び乙は、具体的な実施事項について、有効期間ごとに見直しを行い、甲乙合意の上決定する。

第 3 条 原協定第 5 条第 1 項を次のとおり改める。

（有効期間）

第 5 条 この協定の有効期間は、令和 11 年 3 月 31 日までとする。なお、期間満了日までに、甲と乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から 3 年間継続するものとし、その後も同様とする。

第 4 条 その他条項については、原協定のとおりとする。

（効力発生日）

第 5 条 この協定の効力は、この協定の締結日から発生するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、各自 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 4 月 10 日

甲：大阪府

大阪府知事 吉村 洋文

乙：大阪府大阪市北区中之島 6 丁目 2 番地 40 号

中之島インテンスビル 14 階

大塚製薬株式会社関西第一支店

支店長 田中 健太郎